平成２５年（フ）第８号
千葉県君津市南子安２丁目６番30号
破産者　鈴木　常夫
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第１８３号
札幌市手稲区新発寒５条５丁目14番21号
破産者　木下　美紀
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４２８号
札幌市白石区菊水９条１丁目３番10―504号
破産者　今井　雅人
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５９号
茨城県稲敷郡美浦村大字興津916番地６、前住所茨城県稲敷市蒲ケ山862番地　栗山牧場内ブルーステーブル
破産者　渡部　秀一
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２５５号
群馬県藤岡市藤岡2307番地３
破産者　井上　　進
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第８５８号
埼玉県川越市かわつる三芳野１番地　22―102
破産者　庄田　賀一
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１２４号
埼玉県所沢市花園３丁目2390番地の９、前住所京都府京都市中京区四条通大宮西入錦大宮町130番地　メゾンドール四条大宮301号
破産者　石黒　敬之
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１４０号
埼玉県川越市熊野町６番地16　三幸荘201号室
破産者　大野　夏子
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１５号
静岡県駿東郡小山町須走78番地の３
破産者　宮下　哲也
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第９００号
愛知県刈谷市板倉町２丁目10―３　サンビレッジ板倉201号、住民票上の住所愛知県刈谷市半城土町西裏143番地
破産者　江坂電気こと　江坂　岳大
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６４７号
愛知県清須市西枇杷島町大黒69番地　大黒マンション　イ―B
破産者　水谷　　正
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３９４号
大津市湖城が丘17番11号　A203、前住所大津市馬場３丁目14番40―418号
破産者　奥村　政博
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２６１号
京都市東山区白川筋三条下る２筋目西入堤町508番地８
破産者　江頭亜都子
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１９６号
神戸市垂水区本多聞５丁目１番175―407号、従前の住所神戸市垂水区下畑町字中之谷1917番地　フリーデンハオス弐番館101号
破産者　昆野　智宏
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８２号
神戸市中央区筒井町１丁目１番３―1208号
破産者　桂　　幸則
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９号
岡山県倉敷市老松町３丁目２番４―４号　市営老松テラスハウス
破産者　阪口　敬子（旧姓宮田）
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第３２８号
広島市南区東雲本町２丁目13番５―407号
破産者　新谷　　聡
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１００号
福岡県宮若市福丸336番地７　メゾン若宮212号室、前住所福岡県宮若市倉久3473番地１
破産者　勝木　倫子
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部